

西浅井小学校（塩津方面）スクールバス運行業務仕様書

1. 総則

- (1) 長浜市教育委員会（以下「発注者」という。）が委託する西浅井小学校（以下「小学校」という。）児童の登下校等（以下「通学等」という。）に関する送迎業務（以下「本業務」という。）については、この仕様書に従って遂行すること。
- (2) この仕様書は、業務の大要を示すものであり、発注者が必要とする軽微な作業等については、この仕様書に記載されていない事項であっても発注者との協議により、誠意を持って遂行すること。
- (3) 委託業務受託者（以下「受注者」という。）は、本業務が学校教育の一環であり、児童の安全を最優先する公共事業であることを認識し、発注者の学校運営に協力すること。
- (4) 受注者は、本業務の実施にあたっては道路交通法及び同施行令、道路運送車両法及び同施行令等関係法令を遵守するとともに、道路運送車両の保安基準の遵守及び基準に適合した車両（以下「スクールバス」という。）を使用すること。
- (5) 受注者は、発注者の指示に従い、契約締結後業務開始までの期間に、発注者及び関係する学校関係者から本業務に必要な事項について習熟すること。
- (6) 受注者は、本業務の遂行にあたり必要なスクールバスを準備することとし、事前に通学等の運行経路について学校関係者から聞き取りを行うとともに、事前試走を行い道路状況及び道路規制状況等の確認を行うこと。
- (7) 上記（5）（6）については、受注者の責任において行うものとし、発注者はその機会提供に協力するものとする。

2. 業務期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（36か月間）

3. 業務概要

(1) 登下校

- ①受注者は、スクールバスを運行し、小学校の児童を発注者が指定する場所及び指定する時間に乗降車させること。
- ②登下校に関するスクールバスの運行経路、乗降場所及び時間については、別途発注者が受注者に示すこととする。
- ③スクールバスに乗車する児童の人数は別途発注者が受注者に示すこととする。なお、人数は毎年変動がある。また、人数の増減により運行経路の変更が生じる場合があるため、当該年度の乗車人数及び運行経路については、前年度の3月末までに発注者等と受注者が調整、協議を行い決定するものとする。
- ④学年別下校がある曜日については、発注者等と受注者が協議をし、送迎回数及び経路を調整するものとする。

(2) 目的外使用

受注者は、登下校以外の学校行事に関し、児童を発注者が指定する場所（30km圏内）へ送迎すること。

4. 業務日及び業務時間等

- (1) 業務日は、夏季、冬季、学年末等の休業日及び土曜日・日曜日・祝祭日（土・日等に学校行事がある場合は、振替を行った平日）以外の日とし、各年度概ね220日とする。
- (2) 業務内容及び業務時間の内訳の概要は別表のとおりとするが、各年度の業務日及び業務時間はその都度指示する。
- (3) 業務日はあくまで予定日数であり、15日以内の増減については委託料の変更対象とはしない。
- (4) 前項（3）に定める日数を超えたときは、受注者は1日につき委託金額（税抜き）を(1)に定める日数で除した金額を上限として年度末に請求することができる。
(100円未満切捨て)

5. スクールバスの必要台数、仕様等

- (1) 必要台数は、受注者が用意する車両1台を原則とし、それを超える台数でも可とする。
- (2) 受注者が用意する車両は、1台の乗車定員が29人のマイクロバス（これ以上の乗車定員数でも可）とする。
- (3) 車両の座席は、関係法令を遵守した構造であり、児童が安全に乗車できること。
- (4) 車両乗降口は前部左側（左側前方寄りでも可）1箇所とする。
- (5) エアコンを常備していること。
- (6) 雨天の場合、雨具着用のまま着席することがある。
- (7) 車両の前面、後面及び両側面に正三角形の「スクールバス」の表示をすること。ただし、表示板は受注者において準備すること。
- (8) 車両の色及び図柄等の指定はしないが、車両内外に商業広告等の掲載はしないこと。
- (9) 事故等不測の事態に備え代替車両等を準備しておくこと。

6. 受注者の遵守事項

- (1) 受注者は、本業務の遂行にあたって、事前にスクールバス運行計画、運行責任者、運転手、緊急連絡網、車両整備体制、使用車両の車検証の写し、バスを前後左右から撮影した写真等、スクールバスの運行に必要な書類を発注者へ提出し承認を得ること。
- (2) 受注者は、運転手に対し、交通安全、特に児童の送迎ということの重要性・特殊性を熟知させ、安全運転に精励するよう指導を行うこと。なお、運転手の病欠等により本業務に遅滞が生じることのないよう予備運転手を定めること。
- (3) 受注者は、運転手の中から主任運転手を選任し、本業務の円滑な実施について発注者、学校と必要に応じ調整及び協議を行うこと。
- (4) 受注者は、非常時に備え、無線、携帯電話等により運転手に確実に連絡が取れる手段を整えること。
- (5) 受注者は、運転手に写真付き身分証明書を携帯させ、本業務の時間中は常に掲示するよう指導すること。

- (6) 受注者は、運転手が良好に本業務を遂行できるよう、年1回の健康診断を含め運転手の健康管理に万全を期すること。
- (7) 受注者は、運転手及びスクールバスについて、児童が学校にいる時間内は常時待機またはそれに準じる状態で、緊急時に対応ができるよう体制を整えなければならない。
- (8) スクールバスは常に清掃を行い清潔に心がけ、児童の保健衛生に注意を払うこと。
- (9) 受注者は、本業務の遂行に関する業務日報を作成し、当該業務日の翌月5日までに小学校を通じて発注者に提出すること。
- (10) 受注者は、スクールバスの整備点検記録簿を作成し常備するとともに、発注者から指示があった場合は、速やかに提出すること。
- (11) 台風等の災害及びインフルエンザ等の発症により、学校が緊急的な授業短縮を行った場合、小学校の要請を受けてから60分以内に学校へ到着すること。
- (12) 受注者は、運転手への始業前点呼及び車両の常時点検を徹底し、常に良好な状態で運行できるよう車両管理を行い、関係法令、規則等を遵守して安全運転に努めるよう指導すること。
- (13) 受注者は、運転手へスクールバスの運行に適した清潔で簡素な服装を着用するよう指導すること。
- (14) 受注者は、発注者が示した運行経路を通行すること。ただし、道路状態等突発的事情により発注者が決めた運行経路が通行できない場合は、小学校に連絡を取り、指示を仰ぐこと。
- (15) 受注者は、運行予定時間等に遅れ等が生じる場合は、速やかに小学校に連絡を取り、指示を仰ぐこと。
- (16) 受注者は、添乗員とともに児童のスクールバス乗降時の安全確保及び乗車、降車人數の確認に努めるよう運転手に対して指導すること。また、スクールバス運行後の施錠時に児童生徒が残っていないか確認を行うこと。
- (17) 受注者は、冬季に降雪や積雪が予測される場合、送迎時間及び授業開始時間に遅れが生じることがないよう、十分な体制を整えること。
- (18) 緊急時やむを得ないときは、学校長が運転手に指示することがあるが、その場合学校長は、事後直ちに受注者に報告するものとする。

7. その他

- (1) 委託料には、人件費、車両調達費、車両維持費（消耗品費、検査整備費、修繕費、保険費用、燃料費等）など本業務の履行に必要な経費一切を含むものとする。
- (2) 本業務の実施にあたっては、労働基準法その他関係法令を遵守し、公の業務であることを十分認識し、市民に不快感を与えることのないよう十分注意すること。
- (3) 本業務を円滑に実施するため、小学校の担当者と十分連絡を取り、意思疎通を図ること。
- (4) 本業務の実施にあたって、発注者が必要と認めたときは、受注者に立ち入り調査を行うことがある。その場合において、受注者は発注者に協力すること。

- (5) 受注者は、自動車損害賠償責任保険及び保険金額無制限の任意自動車保険に加入するものとし、当該車両にかかる任意保険加入証の写しをあらかじめ発注者に提出し承認を得ること。代替車両についても同様とする。
- また、事故等により乗車児童、添乗員のほか、第三者の身体、財産等に損害を与えたときは、受注者は責任を持って損害を賠償すること。
- (6) スクールバスには、児童以外に教師、発注者職員等が車両ごとに乗車することがあるので受注者は発注者の指示に従うこと。
- (7) スクールバスには、発注者が別途契約する添乗員を車両ごとに乗車させるので、受注者は発注者の指示に従うこと。
- (8) 委託料の支払いは、契約金額を3ヶ月で等分し3月分ずつ支払うものとする。ただし、100円未満の端数が生じた場合は、初回支払時に支払うものとする。
- (9) スクールバスの保管場所は受注者が準備するものとする。
- (10) この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、発注者及び受注者が協議を行い決定するものとする。

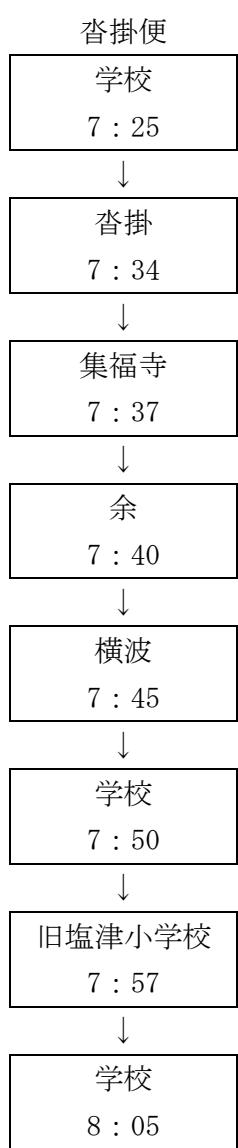
別表（4.（2）関係） 年間予定日数（各年度における予定日数）

種 別	日 数	業務時間	運 行 先
学校送迎業務	210 (うち42)	登校／ 7:30～8:10 下校／14:45～15:30 15:35～16:20 (下校／週1回1便増)	登下校各指定停留所
目的外使用 (校外学習等)	10	7:30～16:20（うち送迎） ※運行時間帯が変更になる場合がある。	30km圏内
合 計	220		

- ・学校送迎業務の時間帯については、一例であり、曜日ごとに異なる。また変更になる場合がある。
- ・下校時間については、短縮授業等により早まる場合がある。

西浅井小学校（塩津方面）スクールバス運行ルート

【登校】



【下校】

※一例であり、曜日により異なる。

